

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

学校再開後の児童生徒の心のケアについて(通知)

このことについては、令和2年4月3日付け教生学第8号通知「学校の再開後の『心のケア』に関する留意事項について」等を踏まえ、対応いただいているところですが、学校再開後、各学校においては、児童生徒は、長期にわたり学校生活から離れていることや進級・進学に伴う教育環境・友人関係の変化はもとより、感染症拡大に伴う家庭環境の変化等を背景とした様々な不安やストレスを抱えているほか、児童生徒の中には、感染症への不安や恐れを抱いている場合もあるものと考え、一人一人に応じた心のケアに努めることが重要です。

つきましては、各学校において、次のことに留意の上、適切に対応していただくようお願いいたします。

記

- 1 学校再開後の初期の段階は、「学校における子供の心のケアサインを見逃さないために」(平成26年3月文部科学省)の健康観察様式例などを参考に、学級担任や養護教諭等による全ての児童生徒を対象とした健康相談を実施するなど、一人一人の状況をきめ細かに把握するとともに、必要に応じ、学校医や関係機関等と連携し適切に支援すること。
- 2 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな観察等により、児童生徒の状況を的確に把握し、一人一人に応じた教育相談を実施するとともに、必要に応じ、スクールカウンセラーによる教育相談、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携した保護者を対象とした教育相談などを実施すること。
また、特別な支援を要する児童生徒や、幼児期の教育との円滑な接続に配慮が必要な小学校第1学年児童については、学校全体できめ細かな支援を行うこと。
なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、本年度、派遣予定がない学校に対しても緊急派遣等を行うので、希望する場合は教育局に照会すること。
- 3 教職員は、これまで以上に児童生徒をきめ細かく見守り、小さなサインを見逃すことなく、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に万全を期すこと。
また、不登校については、臨時休業が長期にわたっていることを踏まえ、全ての児童生徒に対し初期対応の段階から適切に支援すること。
なお、児童虐待については、市町村(虐待対応担当課)や児童相談所等の関係機関と連携し、必要な支援を行うこと。
- 4 感染者、濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族等に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許されるものではないことから、感染症に関する適切な知識を基に発達の段階に応じて指導すること。
- 5 児童生徒や保護者に対し、24時間無料で電話相談ができる「子ども相談支援センター(0120-3882-56)」の活用を改めて周知すること。

〔学校教育局生徒指導・学校安全課〕
〔学校教育局健康・体育課〕